

# 「横浜市災害廃棄物処理計画」を策定しました。

東日本大震災や熊本地震の教訓、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正等を受け、地震や風水害といった大規模災害時に発生する災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、「横浜市災害廃棄物処理計画」を策定しました。

## 計画のポイント

### 基本目標

市民生活の衛生環境の保全を図り、早期に生活再建や各種インフラ等の復旧、さらには、地域経済の復興支援や災害後の復興まちづくりなどにつなげられるよう、**迅速な処理・処分**を目指します。

### 取組

1

#### 目標処理期間

大都市における大規模災害であっても、市民生活の復旧、地域経済の復興や災害後の復興まちづくりなどにつなげられるよう、**2年間を目標処理期間**とします。

### 取組

2

#### 廃棄物の分別等

「生活ごみ」は通常分別を基本とし、壊れた家具や家電などの「片付けごみ」は「生活ごみ」と区別して排出いただき、速やかに収集を進めます。

### 取組

3

#### 廃棄物の処理

「片付けごみ」の一時保管等の「一次仮置場」、解体した損害建物など「災害がれき」を選別処理する「二次仮置場」を被災状況に応じて、速やかに設置し、円滑に資源化・処分を進めます。

### 取組

4

#### 平時からの備え

計画の**広報**、**訓練の実施**など市民・事業者の皆様と連携して平時から取り組みます。



## ◎資料の配布・閲覧場所

計画冊子の閲覧場所は次のとおりです。（11月上旬～）

- ・各区役所区政推進課広報相談係
- ・横浜市市民情報センター（横浜市庁舎1階）
- ・横浜市資源循環局総務課

☆計画冊子、市民意見の結果は、ホームページでも御覧いただけます。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-keikaku/keikaku/saigai/>

お問合せ先

資源循環局総務課長 内田 沢子 Tel 045-671-2501